

○長谷部委員長 それでは、定刻より若干早目ではございますが、皆様おそろいでございますので、第2回「専門小委員会」を始めさせていただきます。

本日は、諮問事項に関する地方六団体からの意見聴取を各団体10分間、合計で1時間行いまして、その後に質疑応答を30分、そういう構成でまいりたいと存じます。

意見聴取に6名の方に御出席をいただいております。

最初に御紹介をさせていただきます。

まず、徳島県知事の飯泉嘉門様。

京都府議会議長、多賀久雄委員。

東京都立川市長、清水庄平様。

横浜市議会議長、佐藤祐文委員。

愛媛県松前町長、白石勝也様。

香川県直島町議会議長、蓬清二委員。

それでは、早速、意見聴取に移ってまいりたいと存じます。

まずは、6名の皆様から、それぞれ10分以内で御説明を賜ります。

それではまず、飯泉様、よろしく願いいたします。

○飯泉知事 まず、今回、日本創成会議のほうから発表の極点社会あるいは消滅集落、この点については我々地方としては大変ショッキングな内容となったところであります。特にこれを受けまして「クローズアップ現代」がNHKでされましたが、実は、この舞台が全部徳島県だったのです。徳島の三好市であったり、徳島で日本最大の介護保険をやっているグループ、こうしたところを取り上げられたものですから、県内でも大変衝撃的にこれが受け入れられたといったことであります。そこで我々としても、特に新藤大臣はこの点について大変着眼をされておりますので、絶好の機会ということで、まず、徳島の試みについて少しお話を申し上げたいと思います。

今回のデータにつきましても、着眼として、いわゆる35歳までの女性をターゲットにということで、初めての試みだったわけではありますが、しかし、我々としては、少し全国一律に見過ぎではないだろうか、もう少しそれぞれの個別の状況といったもの、個別のトレンドを詳細に出していただいて、それに対しての対応という形で、地方のほうからの提言を受けていただく形が望ましいのではないかと考えています。

どうしてかといいますと、例えば今、日本全体で高齢化の問題について、2025年問題として取り上げられております。東京を中心とする東京圏、1都3県であります。こうしたところは大変だと、これもよくテレビで取り上げられるわけではありますが、実は、徳島を初めとする多くの地方は2025年問題ではなくて、2020年問題なのです。65歳以上の高齢者の人口のピークが来るのは、徳島は2020年。つまり、日本全体で取り組まなければならない段階よりも5年も早くそのピークが来てしまう。つまり、5年以上早くこれに取り組まなければならない。この命題を突きつけられている。我々は、このことをよく課題先進県と呼んでおります。例えば人口減少、過疎化、そして一時期は限界集落、今度はいよいよ

よ極点社会、消滅集落、こうした点について、そうした意味で地方の取り組みといったものをどんどん参考にしていただく。また、地方がどんどん取り組みやすい仕組みをぜひこの機会に作っていただく。

日本は一律なのだ、ダブルスタンダードはとりづらい、こうしたお話がよく出るわけですが、例えば沖縄は、沖縄振興などにその根拠があるわけですが、平成24年度から沖縄振興の一括交付金がハード、ソフト両面からつくられております。まさにダブルスタンダード。今回、こうした大変危機なのだ、地方から集落が消滅をするのだということが、もし事実であるということであれば、ぜひ沖縄をモデルとしたもの、これはあくまでも財源構成のスキームといった点ではありますが、これを地方にどんどん使える形で、例えば都道府県レベルで市町村と組んで、いろいろな団体と組んでそうしたものの対応をすべきではないかという形での交付金制度をつくっていただき、これを基金に積み重ね、そして、それぞれの地域でのモデルを構築する。いわゆるこの課題、最初に来る地方に対して、処方箋を出す仕組みをつくっていただきまして、そして、いいものについてはそれを日本全体の制度としてその後大都市圏がその課題が来るわけがありますので、これを迎え撃つ形をとるのがどうであろうかと考えて御提言をさせていただきたいと思っております。

こうした総論だけ言っても話になりませんので、徳島の資料をお手元に出させていただきます。これは同じ総務省ですが、情報通信審議会に出し、私のほうからプレゼンテーションをさせていただいた資料であります。

例えば今回、極点社会の話で言われた80%を超えて女性の皆さんが減ってしまうと言われる神山町。ここは今、情報通信、特に東京ですとか、大阪のICTの企業がどんどんサテライトオフィスを構える。また、そうしたところが古民家を改修して、そこへ住み、さらには、その皆さん方をターゲットにしたフランス料理屋さんたちがどんどん来るとか、まさに若い町がそこにつくられようとしております。こうした一連の動きによりまして、2011年には町制史上初の社会増が社会減を上回る形になっております。また、ここは文科省のAIR（アーティスト・イン・レジデンス）を手がけたところでもありますので、海外からのアーティストが長期滞在をする。例えば人口移動の大きな一部を海外の皆さん方が担っておられるのです。それだけ人口が減った。社会減になったのは、海外の人たちの移住だといった点も多々あるところでもあります。

また、さらには高齢者の皆さんが元気で有名な上勝町の葉っぱビジネスですが、こちらトレンドの中では若い女性が減るところと言われておりますが、実際には人口が社会増となっているところでもあります。ましてや、90歳のおばあさんたちが年収1,000万円、タブレット型端末でもって、それぞれのビニールハウスであるとか、そうしたところで受発注を行う。ICTについては高齢者は非常に苦手であるという日本の常識を全く覆す皆さん方が大勢おられます。こうした結果、例えば医療費ですが、徳島県の中で1番高い5割を超える高齢者比率になっている上勝町が、元気な高齢者が活躍して、医療費につきましては、何と下から3番目になっております。

また、もう一つ、これも極点社会の中で取り上げられて、8割を超える減少率となった那賀町であります。ここは徳島県全体の面積の6分の1弱もあり、四国の中の町村では一番面積の広い町であります。ここにつきましては、林業で多くの若者が移住をしてきている。県内における平成17年度の林業従事者、特に35歳未満については人口63人に対して、平成22年、つまり、5年後にはその倍、126名となっており、多くの若者が移住をし、そして、子供を生み、育てるという形になってきております。

それから、今回、極点社会の中で大きく言われたのは、介護保険を初めとする高齢者ビジネス、この対象となる高齢者がそうした地方ではどんどん減ることによって、若い女性、介護などに従事をする皆さん方が結局、その地域では職がなくなるので大都市部へ移住をしていってしまう。これが大きなテーマとして描かれたわけではありますが、こうした女性の皆さん方が、子どもさんたちを産み育てやすい働く場をつくるのは、決して高齢者の皆さん方に対するビジネスだけではないと思うのです。また、今、日本全体でもって女性が輝く国を目指していこうといったものを閣議決定し、日本の大きな目標としているところでありますので、その意味では、女性の皆さん方がしっかりと生涯を通じて、男性、女性を問うことなく、働ける社会を築いていくことが一番重要ではないか。

そこでこの点について申し上げておきたいのは、女性の皆さん方の中で、特に管理職になれる皆さん方、なられた皆さん方が今、どんどん離職をしようとしています。これがまさに高齢化の問題になりまして、いわゆる介護をする。特に、お母様たちが自分の娘に介護をしてもらいたいのだという形で、せつかく管理職についた多くの皆さん方がどんどんやめざるを得なくなってくるという課題点があること。

それからまた別の角度から、障がい者の皆様方がどんどん社会に支えられる存在から、社会を支える存在になっていただくということで、徳島では、中山間地域の独居老人の見守りサービスと障がい者の皆さん方の工賃アップ、今、全国では第3番目の工賃の位置となっているところでありますが、これをともにならえていこうということで、障害者の皆様方が移動ショップを車にしつらえまして、高齢者、独居老人宅を訪ねてまいりまして、そして、それぞれの見守りサービスを行うとともに、いろいろな必要となるサービスを提供させていただいております。障害者の皆様方にとりましても、社会に支えられる存在から、社会を支える存在へと意識が非常に高くなるという中で、そこで活躍の場がどんどん広がっていく。こうした新しいテーマにも取り組んでいるところであります。

地方制度調査会の皆様方におかれましては、こうした事例を参考に全国一律の金太郎飴的な統計というだけではなくて、それぞれの地域の個別の状況、個別の対応、こうしたものをバイアスをかけて加味したいただいたものをどんどん引き出していただくような、そうしたスキーム、制度、特に、実証実験、モデル事業をどんどん行っていただきたい。大都市部東京で行うよりは、もちろん徳島県で行ったほうがコスト的にも安く済むわけがあります。何と言っても課題が最初に来るわけがありますので、机上の空論的なシミュレーションということではなく、実際にその現象が起きてきているところで実証実験を行って

いただき、ぜひその成果を日本全体のために役立てていただければと思います。

私のほうからは以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、多賀委員、よろしくお願い申し上げます。

○多賀委員 全国都道府県議会議長会副会長の京都府議会議長の多賀久雄でございます。

本日は、会長が公務のため出席できませんので、私のほうからかわって発言をさせていただきます。

私からは、主に議会関係の課題についてお話をさせていただきたいと思います。

本調査会におかれましては、これまでも地方議会の機能強化につきまして、議会三団体の要請を真摯に受けとめ、熱心に議論をしていただきました。

特に、議長への臨時会招集請求権の付与や委員会の議案提出権の法制化、常任委員会の所属制限の撤廃などは、自律的な議会運営に大きく寄与するものであり、中でも通年会期の法制化は、私どもの主張する議長への議会招集権の付与に大きく近づいたと評価しているところでございます。

そのような評価を踏まえた上ではありますが、本日のヒアリングに当たり、議会三団体は改めて本調査会で検討していただきたい共通事項を今回、特に、重点検討項目として取りまとめました。本日はそれを資料としてお配りしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議会三団体として取りまとめた重点検討事項について、説明させていただきます。

第1は、「地方議会議員の法的な位置付けを明確にするため、地方議会議員の責務を地方自治法上に規定することについて」であります。

議員は定例会や臨時会における議会活動のみではなく、住民意思の把握などの議員活動を普段において行っていますが、議員の責務に対する法律上の規定がないことから、このように広範な議員活動に対する住民の理解が十分に得られていない状況にあります。

議会が住民に期待される機能を十分発揮するためには、公選職としての議員の責務を法律上明記するとともに、議員の責務を果たすのにふさわしい活動基盤を強化する必要があります。

このことについては、国会においても十分御認識いただき、平成24年の地方自治法一部改正案の国会における審議に際して、衆参両院の総務委員会は「地方議会議員の位置付け等を法律上明らかにすることについて検討すること」という附帯決議を付したところであります。

最近においては、みずから議会基本条例において議員の責務を規定しているところがありますが、議員年金制度廃止の際に国会で付された附帯決議に基づく新たな議員年金制度の制度設計や議員報酬のあり方など議員の活動基盤の整備のためには、法律に明記することが有効と考えますので、検討課題として提案させていただきます。

第2は、「議長に議会招集権を付与することについて」であります。

二元代表制の趣旨からすれば、議会がみずからの意思で活動を開始することは当然のことであると考えております。また、諸外国においても、議長が招集権を有する例は多く存在いたします。

議長の臨時会の招集権や通年会期の法制化など御配慮いただいているところではあります。もう一步踏み込んだ検討をお願いいたします。

第3は、「契約の締結、財産の取得・処分の議決対象の条例で定めることができる範囲について」であります。

契約の締結や財産の取得と処分につきましては議会の議決対象となっておりますが、政令で基準が定められております。地方分権の観点から、政令基準を撤廃し条例に委ねるか、または政令を改正し条例で議決できる範囲を拡大するかについて検討をお願いいたします。

特に、本件については、第29次地方制度調査会の答申において「議会の監視機能を充実・強化するためには、議決事件の対象について条例で定めることができる範囲を現行よりも合理的な範囲内で拡大すべきである」とされているところであり、答申の実現に向け、改めて検討していただくことが必要と考えております。

第4は、「予算修正権の制約について」であります。

予算の提案権は長に専属していますが、それに加え、議会が予算を増額修正する場合は、長の予算提案権を侵害してはならないとされており、議会の予算審議権に大きな制約が加えられております。また、増額修正を行う場合、どこまでが長の予算編成権の侵害となるのかが明確ではないため、議会は自制的にならざるを得ません。

議会からの政策提案を実効あるものとするため、予算修正権の制約のあり方について検討をお願いいたします。

第5は、「決算不認定の場合の長の対応措置について」であります。

最近においては次年度予算に反映させるため迅速な決算審査が行われるなど、決算審査が重視されていますが、審査の結果、やむなく不認定とした際の長の対応措置については何ら規定されていません。

さきの地方自治法改正で「専決処分を議会が承認しなかった場合は、長は速やかに必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない」とされたところではありますが、決算についても、決算審査を実効あるものとするため、不認定とした際の長の対応措置について検討をお願いいたします。

以上が議会三団体共通の課題であります。

以上に加えまして、本会は、これまで「議長への議会費の予算執行権の付与」や「議会の議決による執行機関への資料請求権の保障」などを要請してまいりましたが、これらにつきましてもあわせて検討していただければ幸いです。

時間が余りましたので、全国都道府県議会議長会の代表という立場で出ておるのですが、これからは私の私見を少し申し述べさせていただきたいと存じます。

前回、第1回目の総会の折りにそれぞれの委員さん方からいろいろな意見が出まして、そのときに、これからの地方行政のあり方といいますか、示唆するものとしてコンパクトシティの話が数多く出されたと思っております。コンパクトシティは非常にこれはすばらしい。地方自治の原点であると実は思っておりますが、残念ながら明治以降、今日に至るまで、特に最近ひどいわけではありますが、要するに、効率性を求める余り、しかも、それがほとんどの場合、経済効率性でありまして、地方自治が潰れていく、崩壊していく状況にあるのではないかと思っております。コンパクトシティを本当のこれからの日本を救う道であるとするなら、そこにメスを入れない限り、どんな政策を打っても多分、実効性に乏しいと思っております。

私は日本海側の議員であります。江戸時代は日本海側は北回り船も含めまして、大変栄えておりました。残念ながら、今、北回り船が回っておったところはほとんど衰退いたしております。これは国策として、太平洋沿岸域を日本の国土軸として確立する。こういう国土計画があったからであると私は勝手に思っております。そんなこともありまして、全国議長会の中でも、多軸型の国土形成をやっていただきたいということを政府に求めているわけではありますが、そうした政策が功を結ぶためには、今、申し上げましたようなコンパクトシティと効率性の問題に一定、整理をつけないとなかなか実効性に乏しいと私は感じておりますので、そのことを踏まえた上で、しからば地方行政は今後どういうあり方でいいのかという議論を深めていただきたいと思っております。

そこでもう一点つけ加えて申し上げますと、広域行政の主体のあり方をどうするのが非常に大事でございます。道州制で一番決まっているのは、都道府県を廃止しようということでございます。都道府県というのは、御存じのように広域行政を担う主体の最たるものであるわけでございます。政令市といえども、横浜の市議会議長さんがおられるので、大変失礼な言い方になるかも知れませんが、多分、横浜市民のために横浜市政を運営しておられると思います。そうなりますと、県内での広域行政的感覚は非常に薄れてまいります。ないとは申しませんが、薄れてまいります。そうした意味、全体を考えないと、それぞれの都道府県の中の弱小の市町村は、そのことの救いが無い限り運営ができないようになってくると思っております。そうした意味においても、ぜひとも広域行政の主体について議論いただきたい。それが結果として道州制につながっても、それは先生方も含めて、地方制度調査会の結論でありますので、それについては甘んじて受けなければならないと思いますが、少なくともそういうことも含めた議論を展開した上で考えていただきたいと思っております。

私のほうからは以上を申し上げて、全国都道府県議会議長会と多賀久雄個人の意見ということで結ばせていただきます。

どうもありがとうございました。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、清水様からよろしくお願ひ申し上げます。

○清水市長 全国市長会の行政委員会委員長を務めております清水と申します。

このたびは、私ども都市自治体の発言の場を設けていただきまして、大変ありがとうございます。

時間の関係もございますので、今回の諮問事項に関しまして、要点を絞って発言させていただきます。

まず、人口減少社会への対応につきましては、我々都市自治体にとりましても喫緊の課題と捉えております。地方自治体と国が一丸となって取り組まなければならないものと考えております。

この対応につきまして、本市、立川市における状況を若干御紹介申し上げます。

本市は、昭和38年の旧立川市と砂川町との合併以来、右肩上がりの人口増が続いてまいりました。しかしながら、平成24年から25年にかけて初めて微減に転じました。27年度を初年度とする長期総合計画の策定に向けて、現在、市独自に実施した将来人口推計におきましても、26、27年をピークに人口減少が始まるという推計結果が出ているところであります。

現在、作業を進めております長期総合計画の策定に当たりましては、人口減少社会や少子化・高齢化といった人口構造の変化にどのように対応していくべきかという点が議論の焦点であります。とりわけ増加の著しい65歳以上のいわゆるシニア世代を高齢者イコール福祉の対象としてではなく、地域において主役として活躍していただく仕組みづくりを進めることが今後のまちづくりにおいて重要なポイントだと認識しているところであります。

次に、提案募集方式及び手挙げ方式についてであります。全国に目を向けますと、社会や経済の構造が大きく変化し続けている中で、各都市が抱える課題は、地理的条件などの地域特性によって、それぞれ大きく異なっています。

このような中で、全国一律の制度では限界があるため、各都市が総合的かつ自立的に施策を実行できるよう、縦割りの弊害を排除していくことが必要と考えます。

このためには、地方分権をより一層進めることにより、各都市における施策の選択の可能性を広げ、地域の特性にあわせたまちづくりを実現することが大変重要であります。

今般、導入されようとしている個々の地方自治体の意見を広く取り上げる提案募集方式や、個々の団体の発意に応じて選択的に権限の移譲ができる手挙げ方式などは分権を進める上で重要なことであると考えております。

具体例を挙げますと、まちづくりを主体的に実施する上では、農地転用の許可など、土地利用に係る規制が支障になっているのが現状であります。

各都市が地域の事情に応じて総合的に土地利用行政を担うためには、土地利用に係る事務・権限の移譲が必要不可欠であります。

次に、人口減少社会において、行政サービスの効率的な遂行に当たっては、コンパクトシティの形成や、地方自治体間の連携が大変有効な手段になるものと考えられます。

この点において、第30次地方制度調査会の答申を踏まえた地方自治法の改正による新た

な広域連携制度は試金石となるものであり、今後の成果を期待するものであります。

また、地域の活性化を図る上では、ふるさと納税制度も有効でありますし、交流人口の拡大を図ることも1つの重要な観点であると考えています。先日開催されました内閣総理大臣と市町村長との懇談会におきまして、安倍総理からも人口減少問題への対策として、都市と地方の交流事業などの取り組みに力を入れる考えが示されたと伺っております。

続きまして、ここで指定都市市長会、中核市市長会における意見につきまして、それぞれ申し上げます。

指定都市市長会におかれては「二重行政」の完全解消、指定都市への税財源の十分な移譲など、今日の指定都市が直面する諸課題を解決し、活力のある日本を構築するために、多様な大都市制度の早期実現を求めておられます。

特に、第30次地方制度調査会においても、特別市について議論があったところではありますが、さらに検討すべきとされた課題や多様な大都市制度について、引き続き丁寧な議論をお願いいたしたく存じております。

中核市市長会におかれては、地方の拠点としての中核市の機能をさらに強化することや、圏域の基礎自治体同士の自主的な連携を促進するための多様な仕組みづくりが必要であること等の意見があるところであります。

次に、地方議会についてであります。我が国の二元代表制における長と議会との関係につきましては、均衡と抑制の状態が望ましいと考えております。このことから、地方議会の権限のあり方につきましては、慎重な議論をお願いしたいと思っております。

続いて、監査制度等の地方自治体のガバナンスのあり方についてであります。

行政の透明性と信頼性を高める観点から、これらの充実について議論を深めることは、意義があるものと存じております。

なお、これまでの外部監査制度の効果等につきましても検証を行った上で、これらの役割について検討していただきたいと思っております。

地方自治体におけるチェック機能につきましては、議会の役割とのバランスも考慮しつつ、また、地方自治体の自主性を損なうことのないよう、丁寧な議論をお願いしたいと思っております。

次に、住民訴訟における首長等の賠償責任についてであります。現行制度において、故意や重過失の場合のみならず、軽過失の場合にも首長等に対し、膨大な損害賠償責任が追及され得るものとなっております。一方で、国家賠償法における、公務員個人の賠償責任の範囲については「故意又は重大な過失があったとき」に限定されております。住民訴訟における首長等の賠償責任につきましては「故意又は重大な過失があったとき」に限定するとともに、首長等の個人が負担する損害賠償額について限度額を設けることをぜひご議論をいただきたいと思っております。

最後になりますが、個性を活かした自立した地方をつくるためには、国と地方の税財源の配分を役割分担に見合った形で見直すと同時に、地方交付税について所要の総額を安定

的に確保していただくなど、地方税財政の充実強化につきまして、強力に推進していただきますようお願い申し上げます、私からの発言とさせていただきます。

ありがとうございました。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、佐藤委員からよろしくお願い申し上げます。

○佐藤委員 全国市議会議長会会長、横浜市議会議長の佐藤でございます。

今日は、このような機会を設けていただきまして、まことにありがとうございます。

私からも、地方議会の権能強化を中心に発言させていただきたいと思います。

地方分権改革の進展に伴いまして、二元代表制のもと、執行機関に対する監視機能、あるいは政策決定、政策提言など、地方議会が果たす役割はますます重要になっていると思っております。今後、さらなる住民の信託に応えることは、議会機能の充実強化を図ることからも、引き続き、さまざまな改革をする必要があると考えております。このような中、各市議会においては、議会改革に取り組んでいるところでございます。

幾つか事例をせっかくの機会ですので申し上げますと、議会の基本理念や議員の責務・活動原則等を規定いたしました議会基本条例の制定市議会は、平成19年12月末では7市議会でありましたが、平成24年12月末には222市議会に増加をしているところであります。

さらに、基本計画の議決など、地方自治法第96条第2項を活用した議決事件の追加につきましては、129市議会から388市議会に増加し、議員提出による新規の政策的条例の提案につきましても、68市議会から93市議会に増加をしているところでございます。

このように議会改革は着実に進展しているものの、まだまだ道半ばであり、今後ともその努力を続けていく必要があると私どもも考えております。

全国市議会議長会においても、現在、地方分権時代における議会の役割、政策立案機能を十分に発揮できるような議会のあり方につきまして調査・検討を行っておりまして、各市議会のさまざまな改革を促してまいる所存でございます。

国におきましても、こうした地方議会の取り組みを一層加速する意味でも、また、地方議会の自主性・自律性をより高め、地域の実情に応じ、みずからの判断により権能を行使できるようにするためにも、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の見直しなど、さらなる議会改革の強化について、ぜひ御検討いただきたいと考えています。

先ほど京都府議会の多賀議員から、議会三団体の取りまとめた重点検討項目5項目につきまして発言をしていただきましたけれども、これらの項目は、いずれも地方議会の活動を充実強化する上で大変重要なものであると考えておりまして、私からも改めて御検討いただくようお願いをしたいと思います。

続いて、「人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方」についてでございます。

先ほどもお話が出ていましたが、先般、民間研究機関の日本創成会議は、2040年には、全国の896自治体で20歳から39歳の若年女性が半減するという試算を発表いたしました。また、

国土交通省も2050年には、全国の6割の地域で人口が半減以下になると試算しております。

このように、今後、急速に進むと予想がされる人口減少社会に対応する地方行政体制のあり方の検討は喫緊の課題であり、引き続き、基礎自治体のあり方について多角的な御検討をお願いしたいと存じます。

また、特別自治市など、多様な大都市制度につきましても、引き続き、御検討いただきたいと考えております。

最後に、先ほど多賀委員のほうから、政令市で横浜はひとり勝ちではないかみたいなお話だったのですけれども、産科医療を初め、実態として広域の補完をしているところはございますが、実は、横浜の周辺は財政指数等が非常によいわけでもございまして、横浜がひとり勝ちしているわけではございませんので、補足をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、白石様からよろしくお願ひ申し上げます。

○白石町長 僭越に地方の町長として、人口減少社会にどう対応していくかという点について申し上げたいと思います。

確かに地方は高齢化、人口減少が同時に進行しているところが多いものの、これまでは地方のいいところというのは、行政と住民の距離が非常に近く、つまり、顔が見られる距離でさまざまな行政が行われているということでありました。例えば道路の補修にしても、あるいは教育、学校の問題、福祉、こういったことにおきましても、常に行政と住民が協働して運営をしていくといったことが地方のよさであろうと思います。

こういう中で、平成の合併が行われたこともあり、特に面積の広がった地域では、どうしても合併した中で、本庁のある中心部と支所が置かれている周辺の部分で人口に差ができてきます。つまり、周辺の部分についてはどうしても人口減少が進んでいく。やはり中心部に人が集まってくるのが地方においても現実に見られています。自治体として存在が危ぶまれるという声もありますが、私どもとしては、どうしても地方のよさというものを、何とか歯を食いしばってでも、それをとめていきたいと思いきざまな検討を、加えているし、また、求めたいところでもあります。

こういう中で、人口減少にどう歯どめをかけていけばいいのかということについて、先ほど飯泉徳島県知事からも話がありましたが、今の若い人に限らず、社会生活といいますか、実際の生活環境を見ていると、昔であれば、例えば生まれたところで育ち、そこで仕事をし、そこで終焉を迎えるという、1カ所の地域で全てが終わるような形が確かにあったが。今は、まさにライフステージごとに住む場所も当然変わっていきますし、生活の仕方も変わっていく。つまり、子供が大きくなって、進学あるいは就職、結婚、退職、その間に転勤もあるでしょう。そういうライフステージの変わるたびに人が移動することが多く見られる。それがごく当たり前の時代になっていると思います。それは、交通手段や情報通信の発達で、そういったことを可能にしているのではないかと思います。

そうなりますと、このライフステージごとにそれぞれ居住地が変わるわけですので、そういったことを十分加味した自治体のありようをこれからは考えていくべきではないかと思えます。

例えば学生が進学のために地方から都会へ出ていく。当然、そこに住民票を移して生活をするわけだが恐らく地方で育って、初めて都会へ出て、そこで20歳を過ぎて投票権をもらっても、そこで生活をする日数が少ないため、誰に投票していいのかなかかわりにくいと思う。そういう場合に、例えば学生の間は、投票権ができて、出身地のほうで投票ができないかとか、そういった若い人の移動にあわせた制度を検討し直すことも必要ではないかなという気もいたします。

同時に、農山村と都市の交流という中で、ボランティアなども含めて、都会の人たちが地方に、例えば田植えの時期に手伝いに行くとか、あるいはミカンの収穫時に若い人たちが山地を訪れてミカンの摘みとりを手伝うことなどはかなり行われていますが、それは地方の農山村のごく一部を体験するにすぎないので、例えば農業であるとか、林業、水産業、そういった1次産業を目指す若い人たち、学生であれば、例えば1年間ぐらいは地方に滞在をして、米づくりであるなら、田植えの前の準備から田植え、途中の手入れ、収穫、収穫した後の米の処理。そういったことを一連に経験して初めて農業のおもしろさ、楽しさ、あるいは厳しさを味わうことができるのではないかと。そういうことに対して、大学はそういったことも単位に入れて、実習の単位を何点か与える。逆にその単位をとらなければ卒業させないとか、そういった地方と都市部の交流をもう少し長期に、しかも、実践的に行うことが都市と地方との、ある意味では、交流にもつながってくるだろうし、逆に1次産業の今、置かれている立場を若い人たちにしっかり認識をしてもらう機会にもなるのではないかという感じがいたします。

そういう意味で、地方自治制度の現在のありようを人口移動であるとか、さまざまな今の社会の変化にあわせた形で、何か変える手直しする方法はないのか。そういったこともぜひ検討していただければと思います。

藤原会長がこの最初の会で、多様な地域の特性とか、実情を踏まえた幅広い議論をお願いしたいということと、都市と農山村がお互いに足らざる部分を相互に補完して、共存していくことが不可欠であると。さらに町村の果たしている役割、地方の実態を十分踏まえて議論していただきたいと申し上げております。

私自身も、松前町は私の生まれた町でありまして、当然、高校を卒業するまでは、ふるさとで育ちました。それから大学、社会人として東京、横浜を中心に、いわゆる大都会の生活をいたしました。その後、就職をしてからは転勤をしまして、遠く山形県にも4年間住み、静岡にも実際に住んでおりましたし、同じ四国でも、高知にも4年間住んでおりました。そこに住んでみて初めてその地域のよさ、あるいは置かれている実情、現状を実際に習得することができるわけで、それは旅行であるとか、短期間行ってくるだけではなかなかその地域の持っているよさ、あるいは厳しさというものを体験できないと思えます。

日本というのは、地方の広大な面積を少ない人口でずっと守ってきた。地方には地方の自負というものがあります。ふるさとの山、川、海、こういったものをしっかり守ってきた地方の現状を都会の人たちにも体験をしてもらって、そして、都市と地方がどういう面で協力ができるのか。そういったこともこれからの社会の中で十分検討していただければと思いますので、そういったことを踏まえて、ぜひこの地制調でも御議論をいただければと思います。

ありがとうございました。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが、蓬委員からよろしくお願ひ申し上げます。

○蓬委員 最後になりましたが、全国町村議会議長会の会長を務めております香川県直島町議会の議長をしております蓬清二と申します。

本日は、このような発言の機会をいただきまして、感謝申し上げます。

先ほど、議会三団体に共通する事項につきましては、多賀副会長さんからお話がありましたように、都道府県議会、市議会、町村議会ともに実現に向けた検討を切望しているものでございますのでよろしくお願ひしたいと存じます。

私は、それ以外の事項として、町村議会が抱える課題についてお願ひしたいと存じます。

まず、議会のあり方の点から最近の町村議会の状況に関して申し上げます。

言うまでもなく、町村議会は、議会と住民との距離が近いことから、地域の課題をきめ細かに捕捉し、そして、地方公共団体の意思決定に反映させる役割が特に求められております。

多くの町村議会では、さまざまな取り組みを行い、何とかして町や村をよくしていきたい。そういった思いから、住民に議会を知ってもらおうと努めておるところでございます。

しかしながら、こうした状況の中で、無投票当選や定員割れといったことも見受けられまして、一般住民が参加しやすい議会とするために、まず一つは、議員のなり手をふやす方策について検討する必要があるのではないか。また、もう一点は、選挙制度については、若年層などの幅広い年齢層が議員として議会に参画しやすい環境を整える観点から被選挙権年齢の引き下げを検討する必要があるのではないかと考えております。

町村議会におきましては、御承知のように、議員数は減少の一途をたどり、昨年の調査では、1議会平均12.3人という状況でございます。委員会の運営上の支障なども懸念されております。

小さな町村でも、地域、年齢、職業など多様な各層からの議員で構成される議会があつて初めて町村議会のさらなる充実が可能となると考えております。そのためには、議会のあり方として、議員のなり手の増加方策あるいは若年層を含む議員の確保につながる選挙制度について、ぜひ検討をいただきたいと存じます。

次に、議会の活性化という点から申し上げますが、町村議会事務局体制の強化についてでございます。

町村の議会事務局につきましては、昨年の調査では、1町村当たり2.5人の職員数という状況でございます。こうした状況で日常の業務をこなしながら、議会開会時には、会議準備あるいは議員への連絡対応を始め、集中的な業務が重なってきます。

最近では、住民ニーズの多様化に対応して、議会も住民の声を行政に反映させるため、議員みずからもいろいろと工夫を凝らして取り組んでおりますが、執行機関のスタッフと比べますと、情報収集や調査研究といった面につきましては、余りにも少ないと感じざるを得ませんし、活性化に対応するのに十分な人数とは言えません。

もちろん人事配置につきましては、それぞれ各自治体の判断によるものですし、平成23年の自治法改正による議会事務局の共同設置という方法もあろうかとは存じますが、議会事務局の共同化というのは、ほかの行政機関とは違いまして、各議会によって異なる課題がございます。それぞれの政見を持つ議員を補佐していくことを考えますと、なかなか実体にはそぐわないと思っております。

そこで、現在、任意設置となっております市町村の議会事務局の設置については、市町村の実態に応じて都道府県と同様の仕組みとして、議会事務局の議会運営を支える重要性を考慮しまして、その体制整備につきましても、法律上規定することについて検討願いたいと存じます。つまり、今の法律上の規定では、議会事務局を設置することができるようになっているとございますが、これを設置しなければならぬとしたらと感じております。

次に、監査制度について申し上げます。

私ども全国町村議会議長会では、平成3年から全国町村監査委員協議会の事務局をお預りしておりますので、監査制度の見直しの検討に当たりましては、ぜひとも監査協議会の声をお聞きしていただきたいと存じますが、私からも検討願いたい点につきまして申し上げさせていただきたいと思っております。

町村では、議会と同じような課題となりますが、まず、町村の監査体制についてであります。

監査委員費、監査委員報酬などの点もさることながら、現在の任意設置ではどうしても監査の充実は望めません。

まず、市町村の監査委員事務局の設置につきましては、都道府県と同様の仕組みとした上で、最低でも監査事務の専任職員を配置し、予備監査ができるようにしていただけないかということでもあります。いきなり監査委員がぶっつけ本番で会計書類を審査している現状をぜひ御認識いただきまして、せめて事前に職員によるチェックをできる体制について検討を願いたいと思っております。

2点目につきましては、監査委員の独立性の確保でございますが、現在、選任同意となっている監査委員につきましては、議会において選任できるように改めていただきたいと存じます。

以上の点につきまして検討願いたいと思っております。

今後の地方議会制度、監査制度のあり方を検討するに当たっての町村議長会としてのお

願いを申し上げまして、私からの意見とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、意見交換に移ってまいりたいと存じますが、それに先立ちまして、前回御欠席の太田委員と谷口委員から、それぞれ自己紹介、御挨拶と審議事項に関して一言御存念をお伺いできればと思います。よろしく願いします。

まず、太田委員から。

○太田委員 前回欠席して大変失礼いたしました。

東京大学の太田匡彦と申します。行政法を研究、教育しております。

諮問事項についての定見があるわけではないのですが、この問題を考える際にいつもわからないと思うものが2つほどあります。まずは、人口減少社会というものが地方自治制度の変更を強要しなくてはならないはずであるということが本当にそうなのか。私がよく研究している社会保障などならそれは当然そうだねという気はするのですが、例えば人口減少社会だから議会は要らないとか、あるいは住民自治は要らないとか、そのような話にはならないはずです。人口減少社会において地方公共団体の行う政策がそれに対応したものになるであろうとか、それによって地方公共団体の事務の内容も変わっていくであろうということは想像がつくのですが、その際にどういう意味において地方自治制度が変更されなければならないのか。あるいは変更することが人口減少社会に対する何らかの対応策になるのかどうかがいまだにちょっとよくわかっておりません。

他方で、何か政策変更をしようというときに、特に典型は個別の行政作用の規制で、これは地方制度調査会の問題とはまたちょっと違う次元になりますが、あるいは地方自治制度そのものが対応を困難にしているということがあれば、そこはやはり考えるべきなのであろうとは思いますが。

そういうことで、一方において熱にうなされたように地方自治制度が変わらなくてはいけないと思ひ込むのも危険ではありますが、地方自治制度は実は関係がないのではないかというスタンスをとり続けるのもあまり健全ではないような気がしますので、そこはバランスをとって考えたいと思います。

もう一つは、今一つのテーマである議会、監査等のガバナンスの問題です。これもいまだによくわからないのは、結局、住民の福利、住民の福祉のために政府は存在しているはずである、地方政府といえどもそのために存在しているはずであると考えますと、結局、住民はどこに行ったのだろうか。蓬委員は住民のニーズ、住民のことをかなり強調されたわけですが、思い出してみますと、議会の権限とか、長の権限を取り上げると議会と長がやや仲間割れして、地方六団体で対立があるのをこちらで眺めているという感じのところがございます。お尋ねすれば住民のためですともちろんおっしゃるのは目に見えているので、質問するつもりはありませんが、何か住民そっちのけになってけんかしているのを目の当たりにするような気分になることがあります。

監査請求についても、住民訴訟についても、住民による統制のあり方が変わっても、例えば免責されても大丈夫なのですよと言っただけかどうか関心があるのですが、その辺もどうなのかなと思って、お尋ねすれば、皆さん、住民のためとおっしゃいますので、そこは注意しながら見る必要があると同時に、何が住民のためになるのかというのを、さてどのように考えていけばいいのか。

第30次地方制度調査会を思い出しますと、住民の直接請求の範囲を広げようとかすると、途端に、住民など信用できるかみたいな雰囲気発言も地方六団体の方から聞いたこともございますので、その辺はやはり丁寧に、冷やかに考察したいと思っております。

以上です。

○長谷部委員長 それでは、谷口委員からよろしく願いいたします。

○谷口委員 東京工業大学の谷口と申します。

前回、欠席いたしまして、まことに申しわけございませんでした。

私は、専門は政治学でございます、とりわけ選挙ですとか、有権者の政治意識や政治行動を専門にしております。そういった観点から、こういった素晴らしい機会に参加させていただき、地方の行政といいますか、地方政治がどのような形で住民とかかかわっているか。また、有権者が地方政治や選挙に対する関心というものを高めていって、あるいはその先にある住民参画をどのように進めていけるだろうかという点について勉強させていただこうと思っている次第です。

今日は、六団体の皆様方にいろいろな貴重なお話をお伺いさせていただきまして、それぞれに非常に大きな重たい課題であると改めて感じました。

1つ、非常に関心を持った点は、町村会の白石町長が、若者の投票参加に関連しまして、国政においても、地方選挙においても、若年層の投票率の低下は非常に著しいわけですが、とりわけ地域の政治行政に対する関心が非常に低いということは共有されている課題かと思いますが、やはり人口減少でありますとか、そういった地域の活性化という点で、若年層にいかに関心を持っていただくかは重要なポイントだと思います。そこで白石町長が、例えば大学生となって、ほかの地域に出られた方であっても、しばらくふるさとで投票できるとかということをおっしゃられて、とても興味深いと思いました。

これは私の今日の単なる感想でしかないのですが、ふるさと納税があるのなら、ふるさと投票があってもいいかななどと感じました。もちろん離れた地域にいる有権者ということになると、住民票との兼ね合いですとか、候補者や政党側はどう選挙運動をしていいのかなとか、課題があるとは思いますが、それらに対しては、例えば10年以上の居住実績がちゃんとある選挙区しか選べないとか、ネット選挙という形で選挙運動が展開できる部分がふえていることを考えると、若い人はほとんどの情報をインターネットから得ていますから、離れていても選挙情報は得られるのかな、と。そういう自分が育ったところの政治にずっと関心を持ち続ける仕組みはおもしろいななどと勉強させていただきました。

例えばよく授業でアメリカの政党帰属意識を教えるときに、「共和党と民主党に対する有

権者の帰属意識は一生変わりにくい」と言っても学生にはびんと来ない。日本では、政党支持態度は非常に流動化してきていますので、ずっと一生変わらない政党支持態度というものがイメージされにくくなっている。そこで例えに出すのはいつも野球チームで、阪神ファンが巨人ファンになったりしないだろうということをやったりするのです。それはなぜかという、やはり出身地域に根づいたものがある。そのように地域に根付いた政治的社会的な社会化がなされると、一生その地域への愛着を形成することがあるわけです。

政治参加において、若い人たちが大都市に出て行って、一人一人がばらばらの個人になってしまいますと、その大都市に愛着を持つというのは確かに難しい。一般に持ち家を買うまでは愛着がわからないと言われていて、どこに引っ越すかわからない状態では、なかなか住民、市民としての意識が育ちにくいということを考えると、地域活性化の1つの原点というところからふるさととしての愛着心や意識をつないでいく、そういう視点もあっていいのかなということを感じさせた次第です。

すみません、以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

それでは、地方六団体の皆様の御意見に関しまして、御質問あるいは委員の方々の御意見がございましたら、よろしくお願ひ申し上げます。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 中央大学の佐々木と申します。

2つだけに絞ってお伺いしたいと思います。

まず、せっかく徳島県の知事さんがお見えですので、NHKの放送に対する反論が中心でありまして、それはそれでよくわかりましたが、今の府県制度を含めて、四国四県でもいいのですが、府県の役割、大都市が特に存在しない府県での役割が大変大きいと思うのですが、府県そのものについて広域政策、広域自治体という側面について課題、問題も飯泉知事さんはどう捉えておられるのかなというお話が、県内の市町村のいろいろ頑張っているお話はございましたけれども、県知事をおやりになっておられて、よその県の風景まで眺めてみて、府県制度というのはどういう問題を抱えているのかなと捉えておられるか。別に全国知事会を代表したお話である必要は全くないのですが、知事さんの御意見を少しとしたいと思います。

もう一つは、多賀議長さんですが、議員の役割を地方自治法に明確に書くべきだと。そうしないとなかなか一生懸命頑張っても理解をされない。これは私も全く異論はないのですが、どういう職責というものを、例えば国会議員は何と書いてあるか。それとの対比で書くという書き方もあるのですが、例えば自治体としての決定者である。あるいは執行機関を監視する監視者である。さらにいろいろ議員さんも提案をしますので、提案者である。さらに住民自治の輪に入って民意を一生懸命吸収しながら自治体の行政に反映をしていくという、このようなざっくり4つの役割があるように思うのですが、どういうイメージで議員の職責を法律に書き込むべきだとおっしゃっているか。その辺を言葉を縮めて

言うという話になるのかなということをぜひお聞きしたいと思います。

○長谷部委員長 まず、飯泉知事からお願いできますか。

○飯泉知事 ありがとうございます。

47都道府県、今、道州制の問題とかある中で、都道府県の役割ということであれば、これは47都道府県同様だと思うのですが、やはりフルセットで権限を持っているというのが大きい。こうした点については、あとは各市町村とどう連携をしていくのか。各団体とどう連携をしていくのか。こうしたことによって地域内の課題解決といったことはかなりできてきているのではないかなと思っています。

しかし、広域連携で、例えば四国で、というお話をいただきました。人口問題、限界集落、実は、限界集落で一番比重が高かったのは四国ブロックなのです。しかし、その場合に四国四県でどう力を合わせてやっていくのかということになりますと、それぞれ対等の関係であります四国知事会という緩やかな連携はあるわけですが、そのこのところの解を求めていくとなかなか難しいところがあるのです。ましてや道州制でやったら解決するのではないかといった場合、どこに首都を置くのかというような別の課題が生じてくる。

この点について、単なる連携というのではなく、我々は圏域を超えた課題について、広域連合という、これは地方自治法に基づく形で、対応している。

徳島県も関西広域連合の一員であるわけでありますが、こうした中にその解を求めることによって、スケールメリットが出せたり、あるいは国に対して47分の1ではなかなか説得力はない点についても、それぞれこれは2府5県4政令市が入っておりますので、こうしたところで決議をしてやっていく、行動することがその課題解決、国に対しての政策提言能力が高まるということが言える。

例えば具体的な話でいいますと、本四高速は余りにも高過ぎるということで、平成の大関所と揶揄をさせていただいたのですが、これは徳島からまず提言をして、仲間を募り、関西広域連合で決議をし、これによって10年かかったが、今年の4月からちょうど、全国共通料金、プール制の仲間入りをすることができたのです。また、ドクターヘリについても、それぞれの県同士で持っていたとしても、かなりコストがかかる上に相互乗り入れはなかなか難しいのです。しかし、これは関西広域連合全体で5機を持って共同運航することによって、二次、三次のバックアップ機能ができるという形があります。

確かに47都道府県それぞれ権限としてはある。市町村と組むことによって課題解決が域内はできるわけでありますが、広域的な課題であったり、あるいは国に対しての政策提言、国の制度をどう変えてもらうか。こうした点では、やはり47分の1では非常に弱い。その意味で今、申し上げたいいろいろな手法でもってこうした点を変えていく。ましてや、今、テーマになっております人口減少問題というのは、まさに国が本気になって動いていただかないとなかなか47分の1では難しい課題ではないかと考えているところであります。

○長谷部委員長 ありがとうございます。

では、多賀委員、お願いいたします。

○多賀委員 議員の役割を佐々木先生は非常に明快に4つ挙げていただいたのですが、私は1つだけで実はいいのではないかなと。全ての行政の決定権は議会にある。議員の責務はそれを決定することである。それだけでいいと実は思っております。片一方で、執行は知事サイドがやるわけでありますので、そことの関係がややこしいので、先ほどおっしゃられた、例えばチェック機能でありますとか、そういうことも付随的に書き込んでいく必要があるのかなと。ただ、こう大上段に申し上げますと、知事さん、市長さん、町村長さん方から大批判があるかもわかりませんが、私は実はそれでいいのではないかなと思っております。

都道府県レベルでいいますと、諸外国を見渡しますと、大統領制は余りなくて、議院内閣制であるわけでありますね。知事は執行権者、あるいは対外的な式典などに出席する顔としてあるということ。そういう議論も総務省がこの間おやりになられた地方議会のあり方の研究会には出ておったようですが、私は1つだけでいいと思います。明確な責務は、その地方行政団体の意思決定の最高機関は議会しかございませんので、それだけうたい込んだらいいと思っております。

○長谷部委員長 よろしゅうございますか。

○佐々木委員 ありがとうございます。

○長谷部委員長 ほかにはいかがでございましょうか。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 法政大学の武藤と申します。

前回、第1回で私は、議会の事務局の強化が必要ではないかということ述べましたが、今日いただいた御意見の中に、事務局体制の強化ということが明確に意見として出されておりますので、そういう問題意識は共通するのかなと思っております。

どのように議会の事務局を強化するかという話の中に、共同設置は難しいというお話があったかと思えます。確かに議会の事務局というのはそれぞれの議会、それぞれの自治体で、地方議会として独立しているわけですから、共同設置は難しいと思いますが、そこで働く人たち、議会事務局のスタッフが、前回、私が想像する問題点として、首長部局に戻ることが人事的に行われますので、それだとなかなか難しいのではないかと。したがって、共同設置の機関でスタッフを養成し、そこで人材を養成して、各個別の議会のスタッフとして採用する仕組みは考えられるのか、考えられないのか。

任命権者は別になっていきますので、議会事務局関係の方々にお尋ねするとしたら、スタッフを任命するという行為は議長が任命権者になっているかと思いますが、その際、例えば都道府県単位で議会事務局の専門スタッフを養成する機関から事務局スタッフを任命するような、そして、定期的に人事異動するということは、ちょっと具体的過ぎてそれがいいかどうかという話まではすぐには難しいかと思いますが、そういうことについて御意見が伺えればと思います。

以上です。

○長谷部委員長 お三方それぞれから伺いますか。

○武藤委員 そうですね。

○長谷部委員長 では、まず、申しわけありませんが、多賀委員からお願いできますでしょうか。

○多賀委員 事務局の強化は当然、我々も主張しておりますが、どこまで望むかなのですね。長と対等に渡り合えるようにするならば、少なくともスタッフ機能は長と同じだけ抱えなければならないのです。このようなことが現実問題としてできるかどうかが多分にあると思います。

京都府はアメリカのオクラホマ州と姉妹提携をしているのですが、そこを見渡しますと、それほど議会事務局の人間は多うございません。議院内閣制でありますので、議員が全ての案件をつくるわけではありますが、弁護士とか、公認会計士、法律家とか、そういう外部スタッフを非常に多用しておられます。

武藤先生がおっしゃられるように、例えば共同機関で養成して、そのスタッフをプロパーの職員として迎え入れる。どういう形態になるのかはともかくといたしまして、そういうことはこれからあり得る話ではないかなと。現に私どもも弁護士資格を持っているような者を議会事務局の職員にできないかとかということを私自身提案したこともあります。片一方で、地方自治法の改正でお認めをいただいたのですが、政務活動費が公に認められまして、その辺の費目をどんどん充実させていけば、議会そのものがスタッフを抱えることができます。ただ、全てが税金でありますので、住民の理解が得られるかどうか非常に問題になりますので、そこが苦しいところであります。議会が権能を發揮しようと思えばコストはかかる。コストがかかることに住民は非常に大きなアレルギーを持っており、ここが非常に難しいと思います。

○長谷部委員長 佐藤委員、お願いできますでしょうか。

○佐藤委員 今のお話ですと、二代表制のもとでしっかりとしたチェック機能を働かせようと思えば、おっしゃっていただいたような形になるのが本当はいいなと思っておりますけれども、現実のところでは、今回の地制調の場ではなかなか難しいのかなと。

全国市議会議長会全体ではないのですが、横浜市の状況をお話させていただきますと、一般行政職ではありますけれども、職員の変遷で議会局全体、平成7年ですと36名で行っていたものが、さまざまなチェック機能も働かせなければいけませんので、平成26年ですと51名に拡充をさせていただいているところでございます。特に必要な部分におきましては、委員会の担当の者ですとか、法制化、議員提案の条例を出したり、さまざまする中では、そういったところのスタッフを増強しているのも事実でございます。ただ、どうしても人事異動等がございますので、平均の在職期間というところ、今のところというところ、25年度で約4割が議会局5年以上の経験を積んでもらうように今、なっておりますけれども、もっともっと議会を強めるという意味であれば、やはりこういった部分の職員もしっかりと勉強してもらいたいと思っておりますが、なかなか今の状況では難しい部分も、ありがたいお

話ですけれども、すぐには無理だなというのは感じているところでございますが、徐々に在職年数も含めて、ポストも含めて、ふやす努力は議会からも働きかけをしてやらせていただいているところでございます。

○長谷部委員長 では、蓬委員、お願いします。

○蓬委員 議会事務局の強化ということですが、それと共同設置の問題もでございます。

例えば直島町議会では、以前は事務局の職員が2名おりました。人口は今、3,200人ぐらいです。したがって、町の職員は40名強で、議会事務局は2人だったのですが、どの町も一緒だろうと思うのですが、いろいろな行政改革を進めてきた結果、2名いた事務局職員を1人は臨時職員でいこうということで、実質的に1.5人という格好になっております。しかし、町の人口が少ないとか、あるいは職員が少ないといっても、やはり事務量は、ボリュームは減っても、事務をする項目が変わらないわけでございます。

共同設置につきましては、皆さんも一緒だと思うのですが、例えば5つの町村が事務局を1つにして共同設置にしても、最近は通年議会を始めたところもたくさん出てきて、したがって、それぞれの町は、通年議会ですから、ばらばらで議会を開いていますから、ちょっと実態にはそぐわないのではないかと。それだったら、例えば5つの町村が事務局を1つにして、2人ずつ出すと職員は10人だと。10人のうち、例えば2名は専属で議会とは別個に調査研究をするとか、そういった方法もあるのではないかなと思うのです。いわゆるスタッフの問題です。そういう方法もあると思うのですが、逆に切り離してしまうと、こちらの出ていった人は、60歳までそこにずっと固定される。それが逆に事務の効率化の低下とか、何でも長くやるといろいろな弊害がありますね。そのようなことで、別に横に置いたスタッフをつくってもいいのではないかという方策については、私は余り感心はできないなと思っております。

以上でございます。

○長谷部委員長 武藤委員、よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 二元代表制の話と絡むのですが、執行機関と議会の権力構造を、どうしても執行機関が今まで強い形になっていますが、端的に申し上げますと、議会の事務局長を特別職にする。政令指定都市の総合区の議論を前回されて、法律もそういう形になったようですが、特別職制度をもう少し柔軟に使う時代だろうと思いますので、議会の事務局長を特別職にすることを可能とする。例えばこういう意見については3議長さんはどういう反応をされるか聞いてみたいのですが。

○長谷部委員長 特に御意見のおありの方は。佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤委員 私は、簡単に言って、事務局長を議会の権能強化につなげるために特別職にするという必要は特に感じていません。局長を強くするというよりは、我々がしっかりとしていくことが先決だと思うからであります。

以上です。

○長谷部委員長 特にそれとは違った御意見はないでしょうか。

○多賀委員 同感であります。

○蓬委員 特別職扱いにすると、報酬の問題もありますし、議会のほうは手つかずというか、特別職扱いというのは難しいですね。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

清水委員、わざわざおいでになって、いかがですか。

○清水委員 1点教えていただきたいところがございます。

資料2の共通の要望事項の5つ目ですけれども、「決算不認定の場合の首長の対応措置について」ということで、決算審査の活性化は私も大賛成なのですが、考えられる対応措置は例えばどういうことが考えられるのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○長谷部委員長 これは、まずは、多賀委員からお願いできますでしょうか。

○多賀委員 不認定のままですとほったらかしなわけでありまして、決算不認定というのは当然その決算の中に、不相当だということを改善しなさいという思いが裏側にあるわけでありまして、そういうことに対して、しからは長側はどう議会に対して対応策を申し述べる場があるのかというのは、明文規定がないわけでありまして。

京都府議会の場合をいいますと、決算不認定ではなかったのですが、決算のたびに決算審議の中で起こった出来事、いろいろな議員から発言されたことを議会として取りまとめまして、意見、提言という形で知事にそれを申し出ます。京都府議会だけの場合ですが、知事は当初予算の提案のときに文書でもって、そうした意見、提言についてどう答えるのかということまで実は今、やっております。

一般的にそれを普遍化しようということであれば、例えば自治法上に明文規定を設けなければそれはできないわけでありまして、たまたま京都府議会の場合は長と議会との関係の中でそれが実現したということでもあります。ですので、住民にとってよろしくないことをどうするかという意思表示を長から当然させるべきという意味では、明文規定ということでございます。

○長谷部委員長 ほかのお二方はいかがですか。

清水委員、よろしゅうございますでしょうか。

○清水委員 今のは当初予算のときということですから、次の次の年度の予算編成の当初予算のときにその答弁書を出させるということですか。

○長谷部委員長 どうぞ。

○多賀委員 おっしゃるように、リアルタイムではないわけですが、ですけれども、決算不認定した重みを長がどう判断するかという、道義的な関係で言っているわけではございませんで、それを明確にさせるために明文規定ということによって求めておるわけでありまして。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

どうぞ。

○碓井副会長 副会長で、明治大学の碓井と申します。

本日はどうもありがとうございました。

先ほどの蓬委員の御発言の中で、たしか議員の無投票当選とか、定数割れの御指摘があったかと思えます。その原因は何かということも調べていかなければならないと思えますが、今日、雇用社会が進展して、定着しているわけでありまして、そういう中では、通常の議会の会議が平日の日中に開かれることになりまして議員のなり手は少ないか。あるいはまた議員となる層が限られてしまうことはある意味で必然的かと思えます。

そこで、ちょっと具体的な御質問をさせていただきたいのですが、夜間あるいは休日の会議開催ということで、今日の議会の機能を果たすことができるのかどうかという質問。そういう方式によって議会の議員の構成が変わるのだろうか。さらに、先ほどの蓬委員の御発言との関係でいえば、議員のなり手がふえるのだろうか。主として、議会の代表の方にお伺いしたいのですが、もし執行機関側でも、例えばそういう会議の開催になった場合、執行機関として果たして対応できるかどうか。これも御発言があれば伺いたいと思えます。よろしくお願いします。

○長谷部委員長 いつも多賀委員からお願いしているのですが、今回は蓬委員からお願いします。

○蓬委員 先ほどの御質問の件ですが、他の町議会はわかりませんが、直島町議会の例を申し上げますと、今、おっしゃったように、休日議会や夜間議事を15年前頃に実施しました。しかし、夜間議会となると、議会に関心はあるが夕食のほうが大事とか、休日の日もわざわざ議会に行って難しい話を聞くよりはどこかに遊びに行ったり、買い物でも行こうかと。結局は議会に対する関心、地方の町政に対する関心が非常に低いのではないか。そのようなことで、夜間議事を1日、休日議会もしましたけれども、傍聴に来る人は1人か2人。それと臨時議会とか、年4回の定例会もやっていますが、その傍聴者も2、3人ぐらい。私も各町村の議会の議員の人といろいろ日常的に話をしますが、どこの町村も議会の傍聴者が少ないということでございます。そのようなことで、夜間議会とか、休日議会も1回ずつやった限りで中止をしました。夜間議会も休日議会も結局は町の職員も何人か出勤しなければいけないし、夜間議会となると電力料金とか、人件費とかというと、結局、何人かが傍聴に行ったらって、費用対効果を考えるとこのようなことをする必要はないのではないかということで、中止をいたしました。

以上です。

○長谷部委員長 佐藤委員、お願いできますか。

○佐藤委員 今のお話ですと、例えば諸外国でよくあるようなボランティアといいますか、そういうお話も含んでいらっしゃるのかなと思えますが、先ほど来発言をさせていただきましたように、やはり権能強化の執行機関もどんどん地方分権の推進が進んでいる中で、

しっかりとチェック機能を果たさなければいけないと考えますと、なかなか難しい。我々の役割は本当に大きくなってきているというのを実感しております。

特に、そのような中で専門率が、私たち市議会よりも都道府県議会のほうがもっと高いのだと思いますが、今、平均をいたしますと、議員専門が36.4%になっております。ちなみに、これは年々増加をしてきております。私ども横浜の例を申し上げて恐縮でございますけれども、横浜の場合は6割を超えております。そういった意味の中では、いろいろな方が出られる仕組みにしたらどうなのかという話の中では、なかなかチェック機能を果たそうとすると難しい部分があるかなと。

と申しますのは、それとともに、サラリーマンの方を初め、多様な職業の方が出ようとしたときに、実は、地方議員の年金制度は廃止になっておりまして、平均して市会議員の、細かく今、調べようとしてやっているところなのですけれども、生涯受け取るであろう年金も含めての収入といたしますか、それを一般のサラリーマンの方と比べたときに、サラリーマンの厚生年金と比べて、もう年金制度がありませんので、国民年金しかございませんので、退職金もない。そうすると、生涯受け取るであろう金額を考えたときに、果たして、今、安定をしている厚生年金に入っている方が、このためにやろうということを出ていらっしゃる方が本当にふえて活性化されるのかというと、なかなか疑問が残るなど私自身も思っております。

夜間の議会ということにつきましては、執行機関でそれだけ職員人件費でありますとか、相当な金額がかかっていきますので、それが本当に住民に開かれた議会となって理解をされるのかということもなかなか難しい。逆に我々が地域に向いて市政報告会等々をやる中でしっかりとした意見を聞き、それを市政に反映していくのが正しい姿ではないかと考えております。

以上でございます。

○長谷部委員長 多賀委員、お願いいたします。

○多賀委員 都道府県議会は、先ほど専門率の話が佐藤先生からもありましたけれども、大体、50%ぐらいであります。京都府は88%ぐらい専門であります。専門でありますので、どんな時間帯にやっていただいてもそれは全然問題はないわけではありますが、ただ、夜間・休日に出られない。あるいは何かの理由で出られないというのは、都道府県議会議員の選挙に出ようとされる方では余り支障になる問題ではないのではないかなという気がいたしております。

もちろん非常にすごい経営者で、全て自分の采配で会社経営をしなければならないので、フレキシブルに議会に参加したいと思っておられる方はおられるかも知れませんが、それがゆえに議員になれないと思っておられるかも知れませんが、それは非常にまれな例でありまして、都道府県議会議員の場合は、そういうことによって立候補が左右されることはまずないと思います。ただ、そういう時間帯にやるかやらないか。これはまさにもっと大事なものは、長がどう考えるかでありまして、例えば夜間にやりますと、残業手当から

何から膨大な経費がかかりますので、これは長の皆さん方がどう考えるかだと思います。

○長谷部委員長 飯泉知事、お願いします。

○飯泉知事 これは根本的に言うと、やはり選挙制度だと思うのです。例えばまず、議会が関心を持ってもらうということからすると、徳島などの場合には、ケーブルテレビが実は、日本で普及率が1位なのです。88.9%ということで、一時期そういうものを全部やらなかったのですが、今は県議会の本会議、代表・一般質問も全部ケーブルテレビでやるのです。そうすると県民の皆さんの関心も高くなる。となると、結局、議員さんの意識も非常に高めていただきまして、積極的議員活動もやっていただける。今はいい循環になっています。

さらに、最近では、ネット社会になっていますので、ネットでもそうしたものをどんどん動画配信をしていくとか。

逆に言うと、夜間をやるのか、土日をやるのか。これはどちらかということ、議員さんの立場での話。

では、何で議会があるのか。議会を活性化させようとするか。これは誰のためかということ、今もいろいろ御意見があったように、やはり住民の皆さんのためにやるわけですね。住民の皆さんの関心が高い組織ということは、当然のことながら、なり手はふえるのです。その上で、さらに、なり手をどんどんふやすためにどうすればいいのか。

そこで冒頭で申し上げた、自分としても、職をやめて選挙に出た。私の場合は首長ではありませんけれども、そのあたりが非常に関門が高い。つまり、若い皆さん方に今の職を投げうって、政治の世界に入るのか。こうした点は、今の雇用形態の中ではなかなか難しい点があります。この点について、一旦、仮に選挙でだめだったとしても、また戻ることができるか、そうすることによって、逆に言うと、選挙のハードルを落とす。そうすることでより多くの皆さん方が政治に参画することができる。

ただ、今、多賀委員さんが言われたように、プロの議員さんであればあるほど、そのあたりが、例えば首長を追及する、あるいはチェックをするといった専門的な能力が高くなると考えられる。逆にいろいろな兼業兼職でどうなのかということもあるかと思っておりますので、そこはいろいろ議会の皆さん方の御意見をお聞きいただきまして、ただ、根本的には、住民の皆さん方の関心をどう高めるか。高まったときになり手はどうするかということ、選挙というのは、なかなかこれは冒険の要ることであるため、そのハードルをいかに下げるか。ここがポイントではないかと思っています。

○長谷部委員長 どうぞ。

○佐藤委員 今のお話の市民に開かれたという中では、横浜でもそうですけれども、徐々に全国的に進んできておりますのが、インターネットによる本会議、常任委員会、予算・決算の特別委員会の配信が、今ではタブレット端末でも見られるような取り組みもどんどんしておりますので、そういった取り組みが全国で広がっていくことによって、やはり若い方を含めてもっと関心を高めていただけるのではないかと考えております。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

私の司会の不手際で、実は、予定の時間を過ぎてしまっております。申しわけございません。

というわけで、まだいろいろ御意見、御質問はおありかと思いますが、本日の議事はこれまでとしたいと存じます。

次回の第3回の専門小委員会ですが、審議事項の論点に関する自由討議を引き続いて行いたいと存じます。

次回ですが、7月7日月曜日の16時から開催ということにしまして、場所等の詳細については追って御連絡を申し上げたいと存じます。

それでは、これをもちまして、本日の専門小員会を閉会いたします。

長時間、どうもありがとうございました。